

謝金や給与を受ける皆さんへ

九州大学農学部附属農場・演習林

1. 謝金や給与を受けるに当たっての注意事項

皆さんのがこれから実施される作業（研究補助・技術補助等）に対して支給される謝金・給与は、ほとんどが「国民の税金」が財源です。

これら運営費交付金や採択された課題の競争的資金（補助金や委託費等）から、教員等の研究上の必要性から皆さんへ作業を依頼し、支出されています。

その競争的資金の支出には、それぞれ守るべきルールがあり、運営費交付金の支出にもルールがあります。

そのルール以外の使用を「不正使用」といい、財源のほとんどが「国民の税金」である競争的資金や運営費交付金の支出にあたっては「不正使用」の防止に向けた取り組みが社会的に要請されています。

また九州大学においても「不正使用」防ぐために規程の策定等により取り組みを行っています。

*不正使用の例

実態のない虚偽の書類を作成し、実態があったものとして機関に提出して、不正に研究費を支出させる行為。

・カラ謝金

- ① 実際より多い作業時間を、作業従事簿(出勤簿)に記入して大学へ請求し、不正に研究費を支出させた。
- ② 研究室の維持・運営に必要な経費に充てるため、実態を伴わない謝金を学生に支出し、これを当該学生から返還させ、研究室の経費に使用した。

・還流行為

作業実態に基づき適正に支出された給与及び謝金であっても、その全部又は一部を教員や研究室等が回収する還流行為は、本学では禁止しています。

2. 不正使用を防止するために

- ・教員から事前に作業内容や金額についての説明を受けた後、**作業従事確認書を自筆で記入してください。**
- ・**作業従事簿**は、作業を行った都度、**自筆**で必要事項を記入して下さい。（印刷不可）
- ・作業内容を客観的に証明・確認できる書類等（実験ノート、成果物）を作成してください。
(教員が保管)

※ 本用紙は、雇用時に必ず配布し、還流が不正行為であることを周知してください。